

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、建設業者の監督処分について次のとおり公告する。

平成20年1月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 処分をした年月日

平成20年1月29日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第3条の規定に基づく許可番号

(1) 商号

光進工業有限会社

(2) 主たる営業所の所在地

丸亀市福島町8番地9

(3) 代表者の氏名

小川 浩起

(4) 許可番号

香川県知事許可（般一15）第7472号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

光進工業有限会社の代表取締役は、業として金銭を貸し付け、法定を超える利息を受領したとして、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）違反により、平成17年6月16日、高松地方裁判所から懲役1年6月及び罰金100万円、執行猶予3年に処する旨の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。